

久留米工業高等専門学校学則

(昭和39年4月1日制定)

第1章 目的

(目的)

第1条 本校は、教育基本法にのっとり、及び学校教育法に基づいて、工業に関する専門教育を受け、産業の興隆及び文化の発展に貢献しうる学力と識見を兼ね備えた技術者を育成することを目的とする。

2 本校における人材の養成に関する目的その他教育上の目的は、別に定める。

第2章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限及び在学年限)

第2条 修業年限は、5年とする。ただし、10年を超えて在学することはできない。

(学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第4条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 開校記念日 4月18日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業
- (7) 学年末休業

2 前項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(授業終始の時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 学科、学級数、入学定員、学級編成及び職員組織

(学科、学級数、入学定員、収容定員及び学級編成)

第7条 学科、学級数、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	学 級 数	入 学 定 員	収 容 定 員
機 械 工 学 科	1	40人	200人
電 気 電 子 工 学 科	1	40人	200人
制 御 情 報 工 学 科	1	40人	200人
生 物 応 用 化 学 科	1	40人	200人
材 料 シ ス テ ム 工 学 科	1	40人	200人

2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上有益と認めるときは、異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。

(職員組織)

第8条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

(教務主事、学生主事及び寮務主事)

第9条 本校に、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

4 寮務主事は、校長の命を受け、学生寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(事務部及び教育研究支援センター)

第10条 本校に、庶務、会計及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため、事務部を置き、教育研究に関する技術を支援するため教育研究支援センターを置く。

2 事務部及び教育研究支援センターの内部組織については、校長が別に定める。

(内部組織)

第11条 前二条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第4章 教育課程及び課程修了の認定等

(1年間の授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程)

第13条 学年ごとの授業科目及びその単位数は、別表第1のとおりとする。

2 各授業科目の単位数は、30単位時間の履修を1単位として計算するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、各授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の

授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 前二号の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、これらの学習の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

5 別表第1に規定するもののほか、特別活動を年間30単位時間以上実施するものとする。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第13条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

第13条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第一項の規定は、学生が、外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数は、前条及び第一項により当該高等専門学校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第1項に関し必要な事項は、別に定める。

(多様なメディアによる履修)

第13条の4 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 校長は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(学年の課程の修了又は卒業の認定)

第14条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては、平素の成績を評価して行

うものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(原学年にとどめられた者の再履修)

第15条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る所定の授業科目の全科目を再履修するものとする。

第5章 入学、転科、休学、留学、退学、転学及び卒業
(入学資格)

第16条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校を卒業した者
 - (2) 義務教育学校を卒業した者
 - (3) 中等教育学校の前期課程を修了した者
 - (4) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - (8) その他本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (入学者の選抜及び入学の許可)

第17条 校長は、入学志願者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項の選抜方法によるほか、入学定員の一部について、出身中学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し、調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行うことができる。

3 校長は、前二項の選抜の結果に基づき、次に掲げる者に対して入学を許可する。

- (1) 第29条に規定する入学料を納付した者
 - (2) 入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理された者
- (編入学)

第18条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り、前条の規定に準じて、相当学年に入学を許可することがある。

2 前項に関し必要な事項は別に定める。

(転入学)

第18条の2 他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することがある。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の手続)

第19条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の保護者等と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 前項の手続きを終了しない者があるときは、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。

(転科)

第20条 やむを得ない事由で転科を希望する者があるときは、校長は、学年の始めにおいて、選考の上第2学年生までに限り転科を許可することがある。

(休学)

第21条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3ヶ月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて休学することができる。

(休学の期間)

第22条 休学の期間は、通算して5年を超えることができない。

2 休学の期間は、第2条に定める修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第23条 休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて、復学することができる。

(出席停止)

第24条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(留学)

第24条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、単位の修得を認定することができる。この場合において認定できる単位数は、第13条の3により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、第3条に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第25条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望する者があるときは、校長は、選考の上相当学年に入学を許可することがある。

(他の学校への入学等)

第26条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(卒業)

第27条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

(称号)

第27条の2 卒業した者は、準学士と称することができる。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第28条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）（以下「規則」という。）に定める検定料の額を納付しなければならない。

(入学料)

第29条 入学料の額は、規則に定める額とする。

(授業料)

第30条 学生は、規則に定める授業料の年額を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期に納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては5月に、後期にあつては10月に納付するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料と併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに納付することができる。

(学年の途中で入学した者の授業料)

第31条 学年の中途において入学した者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の納付時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に納付するものとする。

(学年の途中で退学する者の授業料)

第32条 学年の途中で退学する者は、退学する日に属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

(休学する場合の授業料)

第32条の2 学生が休学を許可され、休学許可日が、授業料の納付期限の属する月の前月末日以前である場合は、休学当月の翌月から復学当月の前月までの期間（以下「休学期間」という。）の授業料を免除することとする。ただし、休学開始日が月の初日である場合にあつては、休学当月から休学期間に含めることとし、休学開始日又は復学日が後

期の初日である場合にあっては、10月1日を休学開始日又は復学日として取り扱うことができるものとする。

- 2 前項の授業料免除の額は、授業料年額の12分の1に相当する額に、休学期間の月数を乗じた額とする。

(寄宿料)

第33条 学生寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、規則に定める寄宿料の月額を納付するものとする。

(既納の検定料等の返還)

第33条の2 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

- 2 第30条第3項の規定により、前期分授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学、又は退学した場合には、前項の規定にかかわらず後期分の授業料に相当する額を返還する。
- 3 第30条第4項の規定により、入学を許可するときに授業料を納付した者が、3月31日までに入学を辞退した場合には、第1項の規定にかかわらず、当該授業料を納付した者の申出により当該授業料に相当する額を返還する。
- 4 第33条の規定により、寄宿料を前納した者が退寮した場合で、前納した寄宿料のうち未経過の寄宿料がある場合には、第1項の規定にかかわらず退寮した日の属する月の翌月分以降の寄宿料に相当する額を返還する。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予等)

第34条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下この条において「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合その他やむを得ない事由により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額又は半額を免除することがある。

- 2 経済的理由により納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は前項に定める事由により、納付期限までに納付が困難であると認められる場合、その他やむを得ない事情があると認められる場合には、入学料の徴収を猶予することがある。
- 3 入学料徴収猶予から納付期限の間に、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合には、入学料を免除することがある。
- 4 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全額又は半額を免除し、若しくはその徴収を猶予することがある。
- 5 死亡又は行方不明のため除籍された場合若しくは学生又は学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合には、寄宿料の全額を免除することがある。
- 6 前5項に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 学生準則及び賞罰

(学則等の遵守)

第35条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則及び学内諸規則、心得等を守らなければならない。

(表彰)

第36条 学生として表彰にあたいする行為があるときは、校長は、これを表彰する。

(懲戒)

第37条 本校の定める規則に違反し、又は学生として本分に反する行為があるときは、校長は、これを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 除籍

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。

(1) 長期間にわたり行方不明の者

(2) 第22条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 第17条第3項に規定する入学料免除の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者、又は入学料徴収猶予の申請書を受理され、徴収猶予を許可された者及び不許可とされた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第9章 学生寮

(学生寮)

第39条 本校に学生寮を設ける。

2 学生寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

第10章 研究生、聴講生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第40条 本校において、特定の専門事項に関し研究を志願する者に対して、校長は、本校の教育研究に支障がない場合に限り、研究生として入学を許可することがある。

(聴講生及び特別聴講学生)

第41条 本校において、専門の授業科目について聴講を志願する者に対して、校長は、本校の教育研究に支障がない場合に限り、聴講生として入学を許可することがある。

2 学校間相互単位互換に基づいて、本校が開設する授業科目のうち特定の科目について聴講を志願する者があるときは、教育に支障がない場合に限り、選考の上特別聴講学生

として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第41条の2 本校において、所定の授業科目について履修を志願する者に対して、校長は、本校の教育研究に支障がない場合に限り、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(研究生等に関する必要事項)

第42条 この章に定めるもののほか、研究生、聴講生、科目等履修生及び特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

第11章 外国人留学生

(外国人留学生)

第43条 本校に入学することを目的として入国を許可された者で、外国人留学生として編入学を希望する者の入学、教育課程その他に関する特例については、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第44条 本校に、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 専攻科

(設置)

第45条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第46条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

2 専攻科における人材の養成に関する目的その他教育上の目的は、別に定める。

(修業年限及び在学期間)

第47条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(専攻、入学定員及び収容定員)

第48条 専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
機械・電気システム工学専攻	12人	24人
物質工学専攻	8人	16人

2 各専攻において、大学と連携して行う教育プログラムを実施することができる。

3 前項の入学定員は、各専攻の内数とする。

4 第2項に規定する教育プログラムの実施に関し、必要な事項は別に定める。

(教育課程)

第49条 専攻科の授業科目及びその単位数は、一般及び専門基礎科目については別表第2、専門科目については別表第3のとおりとする。ただし、大学と連携して行う教育プログラムの授業科目及びその単位数は、別に定める。

2 授業科目の単位計算方法は、1単位の履修時間を教室内及び教室外をあわせて45時間とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義については、毎週1時間15週をもって1単位とする。
- (2) 演習については、毎週2時間15週をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習については、毎週3時間15週をもって1単位とする。

(入学資格)

第50条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該学校の学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) その他本校の専攻科が、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜及び入学の許可)

第51条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選抜のうえ、入学を許可する。

(休学の期間)

第52条 専攻科学生の休学期間は、通算して2年を超えることができない。

2 休学の期間は、第47条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(修了)

第53条 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し単位を修得した者については、修了を認定する。

2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

3 第1項に規定する単位の修得については、別に定める。

(準用規定)

第54条 専攻科学生については、第3条から第6条、第12条、第13条の3第1項及

び第3項、第19条、第21条、第23条、第24条、第24条の2第1項及び第4項、第25条、第28条から第38条の規定を準用する。この場合において、第38条第2号中「第22条」とあるのは「第52条」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定によらず、専攻科学生のうち大学と連携して行う教育プログラムを履修する学生は、第29条、第30条の規定を準用せず、別に定めるところによる。

(その他)

第55条 本章に定めるもののほか、専攻科に関する必要事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、昭和39年4月1日から実施する。
- 2 昭和36年度、昭和37年度及び昭和38年度に久留米工業短期大学附属高等学校に入学し、昭和39年4月1日に本校の編入学を許可された者の入学料、検定料及び授業料は、第26条、第27条及び第28条の規定にかかわらず次のとおりとする。

(入学年度)	(検定料)	(入学料)	(授業料)
昭和36年度	1,500円	1,500円	年額 7,200円
昭和37年度	徴収しない	徴収しない	年額 7,200円
昭和38年度	徴収しない	徴収しない	年額 9,600円

附 則

- 1 この学則は、昭和41年4月1日から実施する。
- 2 昭和41年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第26条にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和42年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、昭和47年4月1日から実施する。
- 2 昭和47年3月31日において、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第28条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和47年度において入学した者の同年度に係る授業料の額は、改正後の第28条の規定にかかわらず、前期分4,800円、後期分9,600円を合わせた額とし、前期分にあつては4月、後期分にあつては10月に納付しなければならない。
- 4 昭和47年4月1日以後において、転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、改正後の第28条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る授業料の額とする。
- 5 昭和47年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料及び入学料の額は、改正後

の第26条及び第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年8月1日から施行し、同年4月12日から適用する。

附 則

この学則は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 昭和51年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、この規則による改正後の学則（以下「新学則」という。）第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和51年4月1日以降において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、新学則第30条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和51年度において入学した者の同年度に係る授業料の額は、新学則第30条第1項の規定にかかわらず、前期分9,600円、後期分21,600円を合わせた額とし新学則第30条第1項の規定にかかわらず、前期又は後期の額を前期にあつては4月、後期にあつては10月に納付するものとする。
- 5 昭和51年度入学者について新学則第31条の規定を適用する場合においては、昭和51年度に限り、同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは「前期又は後期において納付する授業料の額の6分の1」とする。
- 6 第4項が適用される者について、新学則第32条の規定を適用する場合においては、昭和51年度に限り、同条中「授業料の年額の2分の1」とあるのは、「前期において納付する授業料の額」とする。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日において、第2学年以上に在学する者が属すべき学年の授業科目並びに授業科目の単位数及び毎週授業時数は、改正後の別表第1及び別表第2の規定にか

かわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、昭和56年4月30日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和56年12月25日から施行する。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日において、第2学年以上に在学する者が属すべき学年の単位数及び毎週授業時数は、改正後の別表第1並びに別表第2の「一般科目合計」及び「全科目合計」の欄の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、昭和60年7月24日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、第30条第2項にただし書きを加える改正規定及び第33条の次に1条を加える改正規定は、昭和62年3月12日から適用する。
- 2 この学則施行の日において、第2学年以上に在学する者については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正前の別表第2中「指定科目」とあるのは、「必修科目」と読み替えるものとする。
- 3 この学則施行の日において、電気工学科第2学年及び第3学年に在学する者の別表第2については、前項の規定にかかわらず改正後の別表第2を適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和62年4月16日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。
- 2 金属工学科は、改正後の第7条の規定にかかわらず、昭和62年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 昭和62年3月31日に金属工学科に在学する者の別表第2の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日において、機械工学科第2学年以上及び工業化学科第5学年に在学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日において、第2学年以上に在学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成元年11月16日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日において、第2学年以上に在学する者が属すべき学年の授業科目並びに授業科目の単位数及び毎週授業時数は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行し、平成3年3月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成3年4月12日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日において、第2学年以上に在学する者が属すべき学年の別表第1及び別表第2については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日において、第2学年以上に在学する者が属すべき学年の別表第1及び別表第2については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第2学年及び第3学年に在学する者の別表第1については、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 工業化学科は、改正後の第7条の規定にかかわらず、平成8年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成8年3月31日に工業化学科に在学する者及びこの学則施行の日において制御情報工学科第2学年以上に在学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日において、第2学年以上に在学する者が属すべき学年の別表第1及び別表第2については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日の前日において、専攻科に在学する者の別表第3及び別表第4については、改正後の別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日において、材料工学科第2学年以上に在学する者が属すべき学年の別表第2については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の日の前日において、専攻科に在学する者の別表第3及び別表第4については、改正後の別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 電気工学科は、改正後の第7条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 この学則施行の日において、電気工学科第2学年以上に在籍する者が属すべき学年の別表第2の運用については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第17条、第34条及び第38条の改正規定は、平成15年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の在學生に

については、当該在学生在卒業するまでの間、原級者の再履修に関する教育課程表は、個別に再編成するものとする。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の久留米工業高等専門学校学則は、平成19年3月31日に本校に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した学生に係る教育課程については、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第50条第3号の規定は平成20年2月28日から施行し、平成19年12月26日から適用する。
- 2 平成19年度以前に入学した学生に係る教育課程については、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年7月21日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 材料工学科は、改正後の第7条の規定にかかわらず、平成29年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 この学則施行の日において、材料工学科第2学年以上に在籍する者が属すべき学年の別表第1の運用については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年5月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和2年11月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 別表第1に定める教育課程について、原学年にとどめられた者は、当分の間、教務委員会の議を経て、個別に再編成するものとし、編入学及び転入学生は、編入学または転入学する学年に原級することなく進級した学生の入学年度の教育課程を適用する。